○内閣府令第二十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（企画室、経済調査室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　総務課に、企画室、経済調査室及びデジタル市場企画調査室を置く。 ２・３　［略］ ４　経済調査室は、独占禁止政策に係る事業活動（独占的状態に係るものに限る。）及び経済実態（独占的状態に係るものを含む。）の調査に関する事務（デジタル市場企画調査室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ５　［略］ ６　デジタル市場企画調査室は、独占禁止政策（デジタル市場に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに独占禁止政策に係る経済実態（独占的状態に係るものを除く。）の調査に関する事務（企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ７　デジタル市場企画調査室に、室長を置く。 （上席審査専門官） **第八条**　審査局に、上席審査専門官六人を置く。 ２　［略］ **附　則** （上席転嫁対策調査官の設置期間の特例） **第二条**　上席転嫁対策調査官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。	（企画室及び経済調査室） **第三条**　総務課に、企画室及び経済調査室を置く。 ２・３　［同上］ ４　経済調査室は、独占禁止政策に係る事業活動（独占的状態に係るものに限る。）及び経済実態（独占的状態に係るものを含む。）の調査に関する事務をつかさどる。 ５　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ （上席審査専門官） **第八条**　審査局に、上席審査専門官五人を置く。 ２　［同上］ **附　則** （上席転嫁対策調査官の設置期間の特例） **第二条**　上席転嫁対策調査官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第一項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。